

給付金制度

概要

- 給付金の始期を、「返還日の翌日から3年間」を「引渡日の翌日から3年間」に変更
- 特定跡地給付金・大規模跡地給付金の区分及び面積要件を廃止し、「特定給付金」に一本化
- 特定給付金の支給の限度となる期間は、土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して駐留軍用地跡地ごとに政令で定める期間

Q&A

Q1 給付金及び特定給付金は「いつ」、「誰に」、「どのように」申請すればよいのですか？

給付金及び特定給付金は、土地が引き渡された日以後引き続き土地を使用せず、かつ、収益していないときに支給されます。
引き渡された土地を使用せず、収益せず、又は処分しなかった場合は、引渡日の翌日から1年ごとに区分した各期間の終了後90日以内に沖縄防衛局に支給申請書を提出してください。
なお、引き渡された土地を使用し、収益し、又は処分した場合は、土地を使用し、収益し、又は処分した日以後90日以内に沖縄防衛局に支給申請書を提出してください。

Q2 土地を「使用せず、かつ、収益していない」とは、どのような場合を指すのですか？

土地を使用もしておらず、土地による収入も得ていない場合を指します。
土地の貸借、売買、譲渡した場合や所有者が農地や宅地等として土地を使用した場合などは、「使用せず、かつ、収益していない」には当たらないので、給付金は支給されません。
※給付金制度に関しご不明な点については、沖縄防衛局にお問い合わせください。

